

五島慶太未来創造館（仮称）基本計画策定業務に関する
公募型プロポーザルの実施について（告示）

青木村長 北村 政夫

標記の件について下記により公募による業者選定を行ないます。

記

1 業務概要

- (1) 業務名：五島慶太未来創造館（仮称）基本計画策定業務
- (2) 業務場所：青木村大字田沢
- (3) 履行期間：契約の日から 2019 年 5 月 31 日
- (4) 予定価格：1,300,000 円（消費税および地方消費税を含む）以内

2 企画提案書等の提出について

(1) 作成方法

「五島慶太未来創造館（仮称）基本計画策定業務に関する公募型プロポーザル実施要領」により作成してください。

(2) 提出期限

平成 31 年 4 月 12 日（金）午後 5 時 00 分 持参又は郵送（必着）

3 ヒアリングの開催について

企画提案書の書類審査を行い、合格したものを対象にヒアリングを行います。

- (1) 実施場所：青木村役場 会議室
- (2) 実施日時：平成 31 年 4 月 17 日（水）時間は別途通知します。
- (3) 出席者：予定管理技術者を含む 3 名以内
- (4) 選定：青木村職員及び学識経験者等で構成する選定委員会にて行います。
- (5) その他：ヒアリング時の追加資料は受理しません。

4 提出先及び問い合わせ

青木村役場 総務企画課 事業推進室
〒386-1601 長野県小県郡青木村大字田沢 111 番地
電話：026-49-0111（代） ファックス：0268-49-3670
E-mail：somu@vill.aoki.nagano.jp

五島慶太未来創造館（仮称）基本計画策定業務に関する
公募型プロポーザルの実施要領

1 プロポーザル実施の目的

この要領は、五島慶太未来創造館（仮称）基本計画策定業務に係る契約の相手方となる候補者の選定について、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務内容

- (1) 業務名：五島慶太未来創造館（仮称）基本計画策定業務
- (2) 業務場所：青木村大字田沢
- (3) 業務内容：別紙「業務仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：契約の日から 2019 年 5 月 31 日
- (5) 予定価格：1,300,000 円（消費税および地方消費税を含む）以内
- (6) 特定された者と、基本設計、実施設計及び工事監理を随意契約する予定。五島慶太未来創造館の展示内容等を検討する委員会の運營業務も委託予定。

3 参加資格要件

次に掲げる全ての要件に該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 告示日及び来年度以降の青木村入札参加資格者名簿に登録され本社所在地が長野県内で、かつ、登録区分「測量・コンサル」のうち業種「建築関係建設コンサルタント業務」に登録があるもの。
- (3) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 3 第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録があるもの。
- (4) 本業務の告示日から契約締結日までの間に指名停止措置を国及び地方公共団体から受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員等でないこと。
- (7) 平成 20 年度以降告示日までに元請として完了した業務において、国又は地方公共団体から受注した次の①若しくは②の実績を有していること。
 - ① 同種業務：長野県内において記念館、博物館、美術館に関する基本構想・基本計画（委員会等の運営を含むもの）及び実施設計業務をそれぞれ 1 件
 - ② 類似業務：長野県内において公共施設に関する基本構想・基本計画（委員会等の運営を含むもの）及び実施設計業務をそれぞれ 1 件※基本構想・基本計画業務と実施設計業務の対象施設が異なっても構いません。
- (8) 上記業務実績及び次の資格を有する管理技術者を配置できること。また、直接かつ恒常的な雇用関係が 3 ヶ月以上ある社員であること。
 - ① 一級建築士

- (9) 上記業務実績及びまちづくりに関する資格を有する担当技術者を配置できること。また、直接かつ恒常的な雇用関係が3ヶ月以上ある社員であること。なお、管理技術者との兼務は不可とする。

4 企画提案書等の提出について

(1) 提出期限：平成31年4月12日（金）午後5時00分 持参又は郵送（必着）

(2) 提出場所：青木村役場 総務企画課 事業推進室

〒386-1601 長野県小県郡青木村大字田沢 111 番地

電話：026-49-0111（代） ファックス：0268-49-3670

E-mail：somu@vill.aoki.nagano.jp

(3) 提出書類（提出書類の規格はA4判とし、文字サイズは10ポイント以上）

次の書類をホチキス止めし、原本1部、副本8部（コピー）を提出してください。

提出書類	様式等	添付書類等
1 企画提案書表紙	様式1	
2 会社概要・実施体制	様式自由各1枚	
3 予定管理技術者の経歴等	様式2	<ul style="list-style-type: none"> ・保有資格を証する写し ・健康保険被保険者証等の雇用関係が関係できるものの写し ・業務実績を証する写し
4 予定担当技術者の経歴等（1名）	様式3	<ul style="list-style-type: none"> ・保有資格を証する写し ・健康保険被保険者証等の雇用関係が関係できるものの写し ・業務実績を証する写し
5 業務実績（基本構想・基本計画）	様式4 1枚	・契約書の写し
6 業務実績（実施設計）	様式5 1枚	・契約書の写し
7 当業務に係る実施方針・工程表	様式6 1枚	
8 当業務に係る企画提案書	様式7 1枚	
9 参考見積	様式自由	

5 質問の受付及び回答について

質問がある場合には、4（2）の場所に書面（様式自由）をファックスまたは、メールで平成31年4月4日（木）正午までに提出してください。回答は青木村のホームページにて平成31年4月9日（火）正午までに公表いたします。

6 審査方法及び評価基準

(1) 選定方法

青木村職員及び学識経験者等で構成する選定委員会において、企画提案書等の内容を評価し選定を行います。

(2) 評価基準

評価項目	着目点	評価点
会社登録	様式自由 ① 一級建築士事務所登録 ② ①以外は選定しない	① 3 ② 非選定
予定管理技術者の資格	様式2 ① 一級建築士 ② ①以外は選定しない	① 10 ② 非選定
予定担当技術者の資格	様式3 ① 技術士（総合技術監理部門：都市及び地方計画） ② 技術士（建設部門：都市及び地方計画） ③ RCCM（都市計画及び地方計画） ④ ①②③以外	① 7 ② 5 ③ 3 ④ 0
業務実績 （基本構想・基本計画）	様式4 ① 同種業務：長野県内において記念館、博物館、美術館に関する基本構想・基本計画（委員会等の運営を含むもの） ② 類似業務：長野県内において公共施設に関する基本構想・基本計画（委員会等の運営を含むもの） ③ ①②以外は選定しない	① 5 ② 3 ③ 非選定
業務実績 （実施設計）	様式5 ① 同種業務：長野県内において記念館、博物館、美術館に関する実施設計業務 ② 類似業務：長野県内において公共施設に関する実施設計業務 ③ ①②以外は選定しない	① 5 ② 3 ③ 非選定
実施方針・工程表	様式6 ・業務に対する理解度があるか。 ・提案内容に的確性、実現性があるか。	20
企画提案書	様式7 ・業務の課題・留意点等を十分に理解しているか。 ・独創的な提案で優位性があるか。	50
参考見積	・見積金額と提案内容の整合性 ・見積金額と提案に乖離がある場合は非選定	数値化しない

7 ヒアリングの実施

企画提案書の書類審査を行い、合格したものを対象にヒアリングを行います。

- (1) 実施場所：青木村役場 会議室
- (2) 実施日時：平成 31 年 4 月 17 日（水）時間は別途通知します。
- (3) 出席者：予定管理技術者を含む 3 名以内
- (4) 審査：青木村職員及び学識経験者等で構成する審査委員会にて行います。
- (5) その他
 - ・ヒアリングは説明 15 分、質疑応答 15 分とします。その他留意事項等は別途通知します。
 - ・ヒアリング時の追加資料は受理しません。
 - ・技術提案書の提出者が 1 者の場合には、評価点が 80 点以上であれば特定します。
 - ・ヒアリングに予定管理技術者が出席しない場合は、特定しません。

8 選定結果

選定結果については、平成 31 年 4 月 22 日（月）までに書面にて通知します。

9 その他の留意事項

- (1) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とします。
- (2) 応募は応募者1社につき1提案とします。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがあります。
- (4) 特定されなかった場合においても、企画提案書は返却しません。また、提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 企画提案書提出後に、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めません。また、技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できません。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければなりません。